

2022年12月15日

大阪府教育委員会
教育長 橋本 正司 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 百濟 喜之
臨時採用職員部部長 南原 忠昭

2022年度 大阪教組臨時採用職員部要求書

臨時採用職員の賃金ならびに勤務労働条件の改善のために、大阪府教育委員会に対し以下の実現を求めます。

記

1. 給与等に関すること

- (1) 相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。また、栄養教諭が産前・産後休暇や育児休業、病気休暇などを取得する際、代替者のうち「栄養教諭免許状」所持者には「教育職給料表」を適用するなど、臨時技師の待遇改善をはかること。
- (2) 会計年度任用職員の勤務労働条件は、常勤職員と共通・密接に関連するものである。会計年度任用職員の給与改善をはじめ勤務労働条件の改善や、特に技能労務職給料表を基礎として適用する会計年度任用職員（非常勤補助員）の更なる給与改善をはかること。

2. 人事制度・人事評価制等に関すること

- (1) 雇用時には、本人に労働条件明示書により労働条件を示すこと。また、勤務時間等について、学校長より職場の同僚職員へ周知するよう指導する等、働きやすい職場づくりのための方策を講ずること。
- (2) 希望に応じて研修を受講する機会を保障するなど、臨時採用職員のスキルアップに努めること。

3. 勤務時間・健康管理及び福利厚生等に関すること

- (1) 時間外労働及び契約外労働の排除を徹底すること。やむを得ず、所定の勤務時間を超える勤務と勤務日の変更を行う場合は、本人の了解を得るとともに振替措置をおこなうなど、適切に対応するよう指導すること。

- (2) 差別的待遇やハラスメントには厳しく対処し、早期解決をはかること。
- (3) 産休・育休の代替の引継ぎ日の徹底をはかるとともに、病休・休職者の代替の引継ぎ日を設けること。
- (4) 会計年度任用職員の育児休業取得に際し、代替者未配置による他の教職員の長時間労働が常態化することなく、安心して育児休業が取得できるよう早急な対応を求める。
- (5) 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(22年10月1日施行)により、任用形態によって加入する健康保険等が異なる場合があり、制度や手続きが複雑化している。特に、臨時的任用職員においては、任用形態変更の際には情報の周知徹底をおこない、不利益を被ることがないように方策を講ずること。
- (6) 福利厚生事業を拡充すること。

以 上